

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月24日(火)午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護

農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番	河原功
	嵯峨地区	12番	大岩和久
	宮前東地区	13番	池田吉信
	宮前西地区	14番	中野實

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 栗原美幸

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、令和2年3月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございました。
本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。
それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。
- 議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)
それでは、10番 松長護委員、2番 山本光雄委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。
続いて、日程第3の議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定についてを、議案に供します。
事務局より、議案第5号の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局 はじめに議案書の訂正がございます。議案書2ページ目、整理番号9の利用権の設定等を受ける者の住所で、 さんの住所が
 とあるところを、 に訂正をお願いいたします。
それでは、議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案9件でございます。議案第5号は、すべて地権者から借受人に直接権利を設定する件です。
佐那河内村長より令和2年3月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が5件、新規の利用権設定の計画が4件、面積は、7,805㎡です。
【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
整理番号1の権利の種類につきましては、使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、
 さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、
 さんです。土地の所在地については、 71番、現況畑、674㎡で、利用目的はすだちです。始期は令和2年4月1日から終期は令和5年3月31日の3年契約です。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。
- 11番 それでは、農業委員さんから依頼を受けておりましたので、私の方から説明させていただきます。資料1の1ページを見ていただけたらと思います。

寺谷地区から嵯峨方面に向かって走って行きますと、尾尻のバス停があります。その場所から1,500メートル下に尾尻のごみの集積所があります。そこを左に下りますと、尾尻橋があります。そこを渡って行きますと集会所があります。これを上りきりますと、三叉路に突き当たります。この三叉路は仕出丸田線だそうでございます。そこから1キロメートル弱で右に下りる農道があります。そこに行きますと、この園地があります。園地を見ましたけれども、草も1本も生えて無く、除草剤が行き届いておりまして、2、3日前も、すだちなのですけれども、この園地の消毒しておりましたと地元の方が話しておりました。何せこの貸借两人は川向かいの集落になっておりますので、よく分からないということもお話しておりましたので、このご両家が住んでおられます地元の農業委員さんがここにおられますので、もしよろしければ説明不足であれば、補足説明をよろしくお願いいたします。以上です。

5 番 補足といってそんなにはないのですが、この■■■さんと■■■さんが私の管内でございまして、■■■さん年齢が67歳、■■■さんが73歳になります。■■■さんはお父さんのとき大分広くしていて、お父さんが亡くなられて引き継いだのですけれども、大分畑は人に貸してやってもらっているようで、少しは本人がやっています。■■■さんは非常に熱心で、荒らすようなことは全くないように見受けられます。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては、使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 4番1、現況畑、1,838㎡のうち700㎡で、利用目的はみかんです。始期は令和2年4月1日から終期は令和7年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

5 番 それでは場所の説明ですが、資料1の2ページを開けてもらって、下の方に主要地方道勝浦佐那河内村線がありますけれども、地図が切れていますが、この辺りが嵯峨の集落排水の施設があるところですので、上に上がっている細い道があるので、右の方が日ノ浦の集落へ上がって行く道で、ここを行ったらたどり着くのですが、それで左の方の道

をくねくねと上がっていきますと、これが丸田地区に行く道と日ノ浦地区に行く道で、これが合わさった辺りに畑があります。この畑は道から車で乗り入れることができます。一応畑ですけれども、登記地目は山林になっております。この■■■■、いえ■■■さんは、お父さんの方が先生をしていたので■■■■とやっているのですが、畑はそんなにしていません。土地はたくさんあるのですがしていません。この■■■■さんも農業全くしておりません。この畑、近所の人が管理してみかんを作っております。これ全部でなく一部になるんですね、4番1は、■■■■さんはあちこちで畑を借りてやっておりますが、貯蔵庫はあちこちで借りることができるし、労力ですか、手間の方も仕事の関係で集めることができるようです。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては、賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 12番1、現況 畑、105㎡外4筆、合計1,831㎡で、利用目的はすだちです。借賃は10a当たり10,923円です。始期は令和2年4月1日から終期は令和5年3月31日の3年契約です。なお、■■■■ 12番1外4筆につきましては、■■■■さんと利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、令和2年3月2日付けで合意解約が成立し、令和2年3月12日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

9 番 資料1の3ページの地図になります。場所はバイパスから秋城常会へ上がっていく途中に集落墓地があります。集落墓地の途中から左へ入る道がありまして、それを園内道をずっと入っていくと、この現地になります。その道は行き止まりで、この園地が最終になります。先ほど説明でありました■■■さんが作っていたのですけれども、体調不良のため昨年収穫できずに11月、12月に奥さんの方が黄色くなったすだちを落としたという状況だったので、畑を返しますということでした。1月にちょうど新規で借りたいという、この■■■さんという方から役場の方へ問合せがありまして、現地を一緒に見ました。現状としましては、シカの害、食べられている木がほとんどでして、

高さ1メートル20から下は葉っぱが無い状態なのですが、草は刈ってあるし、状态的に剪定をすれば何とか回復するだろうということで、この■■■さんもやってみたいという話になりました。この借り手の■■■さんなのですが、若干24歳。若いんですけども、仕事は元々土建屋さん、建設関係の仕事をしています。今、神山の鬼籠野で1反、それもすだちの畑を借りまして5人から7人の手間を入れて剪定から入っているとの話でした。この後、佐那河内の方の園地も許可がおり次第、剪定等に入りたいとのことでした。うちの園地の並びになるので、先日も私の父親と■■■さんのお母さんと一緒に、■■■さんと園地の境とかを見て回り、分からないことがあったら、うちの父親に聞けということで話もしてあります。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありました。いかがでしょうか。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号4につきましては、使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■さんです。土地の所在地については、■■■35番1、現況 畑、595㎡、■■■35番2、現況 畑、469㎡で、利用目的はねぎです。始期は令和2年4月1日から終期は令和3年3月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。私の方から説明いたします。場所は資料1の地図で4ページにあります。朝宮神社から神山方面に行って左に折れて山裾に、この■■■35番1と35番2があります。■■■さんは■■■をやられておりますけれども、農業の方は自給用のものを少し作っているくらいで、ほとんどやっておりません。■■■さんは元村の地域おこし協力隊で農業をやるということで、1年ずつの再設定なのでございますけれども、今はほうれん草を作っております。奥さんと来てよくやってくれていると思います。

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号5につきましては、使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■さんです。土地の所在地については、■■■84番1、現況 畑、419㎡で、利用目的は野菜です。始期は令和2年4月1日から終期は令和5年3月31日

の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

3番 場所は、資料1の5ページになります。徳島方面から神山方面へ国道438号を行きましたら、根郷集会所があり、これを左に曲がったところのちょうど十字路になっているところの畑が場所になります。野菜の苗を作るハウスを建てられて、■■■さんがやっているみたいです。今現在、除草もできており、きれいに管理できているので大丈夫だと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議長 これ、前は1年でしたね。

3番 1年でした。

議長 そして今回は3年としているのですね。

3番 ハウスを建ててしまっているのです。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号6及び整理番号7につきましては、利用権の設定等をする土地で同一地番のものがあり関連しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号6につきましては、使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■さんです。土地の所在地については、■■■25番1、現況 畑、895㎡のうち445㎡、■■■27番1、現況 畑、132㎡、■■■28番1、現況 畑、155㎡で、利用目的は野菜です。始期は令和2年4月1日から終期は令和5年3月31日の3年契約です。

続いて議案書の2ページをご覧ください。整理番号7につきましては、使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■さんです。土地の所在地については、■■■25番1、現況 畑、895㎡のうち280㎡で、利用目的はマメです。始期は令和2年4月1日から終期は令和5年3月31日の3年契約です。

いずれの件につきましても計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、■■■25番1の残地については、所有者の■■■さんが継続して耕作されます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

10番 地図は資料1の6ページを見ていただけますか。嵯峨川の左側に天一神社があります。これを奥の方へ行ったら、道ぶちにこの議案の土地があります。貸し手の■■■■さんは入院して農業ができないということで、奥さん一人いたのですが、この方も調子を崩されて。田んぼをしていたのですが、この弟さんが代わりにしてくれて。議案は畑になっていますが元々田んぼです。これ道ぶちで荒らすこともできないということで、前の■■■■さんが野菜でもしようかと言って、一応じゃがいもと里芋をしようかということで話ができたようです。議案次のページの■■■■さんもこの土地を借りるようになっているのですが、■■■■さんの奥さんが野菜をするということで、マメと書いてあるけれどもマメとは何ですか、と尋ねたら野菜をするということでした。地図でいったら、この25番1を2軒が借りるようになるのですが、現地見てみたら、この道の直ぐ下に細い、これ一つの筆になっているのですが、細長い土地があります。そこで■■■■さんが野菜をするそうです。家が近いから。この地図で見たら分かるのですが、左上の方に■■■■と記載があります。これがそれです。使用貸借権で作ってくれたら構わないということで、荒らすよりはましかという感じで貸し借りが成立したようです。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 それでは、整理番号6及び整理番号7について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号6及び整理番号7は原案のとおり決定いたしました。

続いて、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号8につきましては、貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■20番、現況 田、793㎡、■■■■21番、現況 田、585㎡で、利用目的は水稻です。借賃は10a当たり10,000円です。始期は令和2年4月1日から終期は令和7年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

3番 場所は、資料1の7ページになります。■■■■から徳島方面へ少し行って、下ったところにこの田んぼがあります。ちょうど■■■■の以前の■■■■さんの道向かいに畑があります。■■■■さんは以前農業委員をされてい

て、今回新規で借りるということですのでけれども、今現在田んぼも耕作されているので問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

1 3 番 このすぐ下も借りているのでは。この間の総会に出ていませんでしたか。この通りではないのですか。

3 番 ハウスを挟んで、もうひとつ川方向に田んぼがあります。

1 3 番 ハウス挟んでか。あのハウスは誰のですか。

3 番 そこは誰と言っていたか。ぼろぼろのやつ。

2 番 うちの上の[]さんのところのです。ネギをしていたのですが、今は何もせず。

3 番 たまに何かしていますね。

議 長 それでは、整理番号8について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号8は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号9について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号9につきましては、賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]46番、現況 畑、727㎡で、利用目的は野菜です。借賃は10a当たり2,751円です。始期は令和2年4月1日から終期は令和3年3月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。私の方から言いましょうか。地図は資料1の8ページにあるのですけれども、国道の森ノ宮橋というのがあるのですが、それから南に[]さんという家があるのですけれども、そこを通って行き止まりの道なのですけれども、川側の最終の園地です。先ほども出てきましたが、[]さん、元村の地域おこし協力隊をしております就農をした方なのですが、園地を見ましたところ、ほうれん草をきれいに植えて管理もされていますので問題ないと思います。

議 長 ただいま説明いたしました、いかがでしょうか。

議 長 これも1年です、何でか分かりませんが。この[]さんの土地、前は[]さんがずっと借りられてしていたのですが、できないようになって。少し遠いので。空いていたところを[]さんに代わってもらって作っております。

議 長 それでは、整理番号9について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号9は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議案に供します。

事務局より、議案第6号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の3ページをご覧ください。議案第6号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案3件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、未相続地のため、
[]さん、同住所の[]さん、
[]さんです。譲渡人と土地の登記事項証明書に記載されている土地所有名義人の[]さんとの相続関係については、相続関係図及び根拠資料である戸籍謄本を申請時に提出していただき、内容を確認いたしております。譲渡の理由は労力不足です。譲受人の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]69番、現況 田、670㎡です。

本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべき全ての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通勤距離など問題はございません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

13番 場所が、大黒の橋から渡って上方面へ行って、一つ目の倉庫があるので、そこの奥を南に下がってもらったら、ちょうど隣に[]さんのハウスがあるところ。今、[]さんはこの倉庫がある一番手前の園地で耕作しております。許可出る前から一応の管理はしており、問題はないかと思えます。

議長 写真は資料2の8ページですね。この隣のハウスが。

13番 このハウスがあるのが[]さんで、この隣の空き地になっているのが本件です。田んぼで。この倉庫はこの田んぼのものなので、[]さんは[]さん、前に小学校の給食センターに行っていた方のお子さんで、土地を持っていたのですが、もう作れないとのことで。息子さんがずっと来ていたのですが、[]さんからすると孫さん。この名義は、ご主人になっています。[]さんの。いけるとお思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2についてですが、農業委員の自己と同居の親族に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。

([]委員 退室)

それでは、整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の譲渡人の住所、氏名は、[]

■■■■■さんで、譲渡の理由は農業廃止です。譲渡人の住所が土地の登記事項証明書の表記と異なりますが、住民票の写しを提出いただき、同一人と確認済みです。譲受人の住所、氏名は、■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■3番1、現況 田、247㎡外7筆、合計2、783㎡です。

　　本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべき全ての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通勤距離など問題はございません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

　　また、申請の土地について担保権である根抵当権が設定されている土地がございましたが、譲受人は承知しております。なお、農業委員会は、所有権移転等の私法上の効力の成否等についてまで判断すべきでないとしており、農地法第3条に基づく許可は、権利の取得者が農地法上の適格性を有するか否かの点についてのみで判断するようになります。

議　長　それでは、質疑に入ります。私の方から説明いたします。場所は、地図でいったら資料3の24ページ、国道438号線の森ノ宮橋から神山方面へ行って、■■■■■さんの家があるのですが、これを右に曲がって田中橋ですね、これも右に曲がって行って、この辺の集落の一番東になります。ここに■■■■■さんの家があります。申請地はこの辺で持っている農地全部で、28ページに公図があるのですけれども、4番1というところが家のあるところ。農地であるところの5番、7番、14番、8番、9番、10番1、3番1、4番2が今回申請になっております。25ページの写真でもあるのですけれども、ここは■■■■■さんが元イチゴ、ハウスイチゴをしていたのですが、もうやめて大分経ちます。体を壊したというのもありまして、ここは一等地なのですが長い間荒地になっておりました。今回■■■■■さんが取得されるということで、現在住んでいるところが地滑り地帯にあるので、将来的にはこちらに下りてきたいということをしておりました。大分荒れているのですが、ここにきてくれて耕作をしてくれるのなら良いのではないかと思います。

議　長　ただいま説明をいたしました、いかがでしょうか。

2　番　農業委員会は関係ないのですが、根抵当権が残っていても売買はできるのですか。

事務局　売買は大丈夫です、双方が納得していれば。もし根抵当権とか、抵当権もそうですけれども、担保になった時は、その時はその時で抵当権者が農地を取得するのに農業委員会として許可をするかしないかの判断をようになります。

2　番　別に抜かなくてもいいのですね。

事務局　本人同士が了承していれば構いません。買い手が担保権を抹消しておいてとなったら売買も成立しないとは思いますが。

議　長　農地を農地として耕作させるというのが農業委員会の一番の目的ですので。

2　番　買う方としては抜いておいてもらいたいですよね。

- 議 長 　　ですが、抜く財力があるのであれば売らないのでは。
- 2 番 　　これ買った人が引き継ぐのでしょうか。そうしたら買った人が抜こうと思えば抜けますね。
- 議 長 　　そうですね。債権も一緒に移動するようになるので。土地は良いところなのですけれどね、災害は少ないでしょうし。ハウスは続けるかは分からないと言っていました。建て替えるかもしれないし、するかしないかも分からないと。
- 1 3 番 　　イチゴのハウスですから、そんなに高さが高くないですからね。果樹は難しいかもしれませんね。
- 議 長 　　これ一応この辺全部買って、残っているところは宅地か山林かになっているのでしょうか。
- 事務局 　　そうですね。■■■■さん家の上に道があるのですかね。そこから下については、■■■■さんが取得をされるようですが、それ以外の土地については、地目山林とかもあると思うのです。そちらは手をつけないようなことは伺いました。今回農業委員会部局では、農地しか見えてこないのですけれども、ひとまずは家の周りの農地とそれに付随して宅地とは権利移動はあるかと思えます。
- 議 長 　　農地法3条での所有権移転は農地でしか使えないですから。これを宅地にしようと思ったら転用申請を出してもらわないと。
- 議 長 　　それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
（異議なし）
- 議 長 　　異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
（■■■■委員 入室）
- 事務局 　　続いて、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 　　整理番号3の譲渡人は整理番号1と同一人になります。譲渡人の住所、氏名は、未相続地のため、■■■■さん、同居所の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんです。譲渡の理由は労力不足です。譲受人の住所、氏名は、■■■■さんと■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■77番3、現況 畑、83㎡です。
- 事務局 　　本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべき全ての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通勤距離など問題はございません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 議 長 　　それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。
- 1 3 番 　　資料4の7ページの地図を見ていただいたら、■■■■となっていていますが、今は■■■■となっていてところから平地の橋の方へ上がってもらい下側です。ここ元は■■■■さんという、先ほどの■■■■さんの案件と同じうちで、その家です。ここの家の横の赤く塗られているところが、次

のページの8ページの写真で載っていますが、ここ私が小さいときは畑でなく納屋がありました。納屋があったので畑ではないと思っていたのですが、畑で登録がなっていましたので。この横に家もあるのですが、これを■■■さんが取得をするので、この畑も一緒に。ただ畑だったので、この申請になっています。■■■さん、この畑取得するには、平成29年11月24日総会の議案に出ていたのですけれど、■■■さんの家の横の畑を買う時に■■■さんの畑を借りて許可もらっていますし、大丈夫と思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 これは今回一人なのですね。前は二人、夫婦で申請をされていましたが。

13番 ■■■さんですか。いえ、両方です。

議 長 失礼しました。

13番 ■■■さんは■■■さんの前に住まわれています。娘さんがいらっしゃるらしく、娘さんの家にしようかという話らしいです。畑があるものですから、娘さんの名義では買えないです。土地がなかったら結局は困ります。こちらが家で、前はここに納屋があったのです。それが畑とっていなかったのですが畑だったらしいです。納屋を除けた時に畑に戻したのかもしれない。

14番 ■■■さん年齢51歳とは若いですね。

議 長 これは移住してきた人なのですか。

13番 そうです。■■■さんの家の斜め前くらいにある家です。旦那さんは今、■■■の焼却の方で、奥さんが■■■さんか何かをしていたと思います。ですが、百姓はしておりますので。家の横の畑も管理して、もう一つ向こう側の■■■さんのハウスも借りてしています。

議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる賃貸借に係る合意解約が2件ございましたのでご報告をいたします。

1件目につきましては、土地の所在地、■■■28番、現況 畑、828㎡で、賃貸人の■■■さんと、賃借人の■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、令和2年3月5日付けで合意解約が成立し、令和2年3月8日付けで農業委員会に通知がありました。なお、土地の引渡しの時期は令和2年3月31日となっております。

2件目につきましては先程の案件で報告いたしましたが、土地の所在地、■■■12番1、現況 畑、105㎡外4筆で、賃貸人の■■■さんと、賃借人の■■■さんと

の間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、令和2年3月2日付けで合意解約が成立し、令和2年3月12日付けで農業委員会に通知がありました。

いずれの件につきましても、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしております。以上です。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和2年3月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 松長 護

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄